

高齢者医療に係る医療費等の将来推計に関する申入れ

国においては、平成 21 年 1 1 月に「高齢者医療制度改革会議」を設置して新たな高齢者医療制度のあり方について検討を進めており、この 8 月にはこれまでの議論を踏まえて中間取りまとめを行う予定とされている。

高齢者医療制度は、超高齢社会における医療保険制度の中核をなすものであり、地方にとっても極めて影響が大きいことから、医療費の将来推計等の詳細なデータを基に、十分な議論を尽くす必要がある。

しかし、中間取りまとめを行おうとしているこの時期にあっても、国は未だに医療費の将来推計やそれに基づく財源負担を示していない。将来に禍根を残さないために、議論の前提として、直近の医療費実績をもとに、別紙の項目について、向こう 20 年間程度の将来推計を速やかに示されたい。

平成 22 年 7 月 8 日

全 国 知 事 会

(別紙)

将来推計の項目

※いずれも、5年刻みで、向こう20年間程度のもの

1 医療費・医療給付費の将来推計

医療費及び負担割合を現行どおりとした場合の医療給付費について、総額及び65歳未満、65歳～74歳、75歳以上で年齢区分したもの

2 高齢者医療給付費の財源構成（保険料、公費（国費及び地方負担別）、保険者間の財政調整等）の将来推計

- (1) 現行制度のままとした場合の、65歳以上の医療給付費に関するもの
- (2) これまでの高齢者医療制度改革会議で示されたA案－IからC案－IIIの9ケースごとに、
 - ① 現行の保険料率を維持するとした場合のもの
 - ② 保険料総額を医療給付費と同じ伸び率で増額するとした場合のもの
- (3) 第7回高齢者医療制度改革会議の基本資料中の「①の方法による一つのシミュレーション」及び「②の方法による一つのシミュレーション」ごとに、
 - ① 現行の保険料率を維持するとした場合のもの
 - ② 保険料総額を医療給付費と同じ伸び率で増額するとした場合のもの